

## 令和5年度 一共第105号・第106号・第108号漁業権漁場口開要領

一共第105号、第106号（専属）、第108号（重茂入会）のわかめ・うに等の口開けについて、次のとおり決定しましたので操業に当たっては、遺憾のないようにご留意下さい。

令和5年5月8日

関係組合 宮古漁業協同組合、重茂漁業協同組合

区 分	口開期間及び採捕日	操 業 時 間	漁 具	備 考
わかめ	(ア) 生育状況をみながら早期に口開けする。4月、5月、6月を通じて10回以内。 (イ) わかめ養殖種用メカブは、その時点で協議の上、口開けする。 (ウ) わかめ養殖種用メカブは自家用だけとし、販売、贈与等はしないこととする。	1時間ないし1時間30分をめぐりその都度決定する。	鏡、かま	すじめ（ゾーカ）の採取については、わかめ口開と同時に開口する他、まつも等雑海藻の口開と抱き合わせとすることができる。 又、わかめ漁期終了後の採取については状況を見ながら協議決定する。
うに	凧日和を見て協議の上、5月1日から8月10日迄の間口開けとすることとし、採捕回数は資源保護の観点から漁況を見て協議決定する。 （但し、資源状況により、口開期間を変更できるものとする。） その他の制限条件 (ア) 1口開日の採捕量は各月共1隻最高1籠とする。（必ず蓋をすること。） (イ) 籠は管理委員会が指定するものを使用することとする。 (ウ) 管理委員会が指定した「うにさし」を所持し、計測の上、殻径黒うに5cm、赤うに4cm（トゲは除く）以下のものは放流すること。 (エ) 「島」とか「そえ場」とりは禁止とする。 (オ) かまの使用を認める。 (カ) 操業開始時刻と切揚時刻は厳守すること。	5月：午前4時30分から午前7時30分までの3時間 6月：午前4時30分から午前7時30分までの3時間 7月：午前4時30分から午前7時30分までの3時間 8月：午前5時から午前8時までの3時間 （但し、状況により操業時間を変更できるものとする。）	鏡、二本かぎ、三本かぎ、たも、かま	
ほや	令和5年7月1日から同9月30日までの間に凧、日和、潮時を勘案して口開けする。	その都度決定する。	鏡、ほやかぎ	

**【特記事項】**

1. わかめ、うに等の口開中止となった場合、その決定が口開け日の前日、当日にかかわらずその日は鏡止めとする。
2. 出漁の際は救命胴衣を着用し、津波警報・津波注意報が発令されたならば、操業を中止し、直ちに避難すること。
3. 操業禁止区域 一共第105号：宮古港内の出崎防波堤突端の元赤灯台と出崎埠頭防波堤突端を結んだ線の内側海域。（周年・全種目）  
 一共第106号：磯鶏・木材港内のヨットハーバー施設右側の木材港防波堤突端から、真東に南防波堤を見通した線の内側海域。（周年・全種目）

**【変更箇所】** 特記事項2.に出漁の際は救命胴衣を着用し、を追記。

※ 他は昨年と同様。

令和5年度 一共第105号・第106号・第108号漁業権漁場天然昆布口開要領

令和5年5月8日

関係組合 宮古漁業協同組合、重茂漁業協同組合

漁場名 区 分	一共第105号・第106号・第108号	
昆 布	口開期間	8月21日から11月30日までに、 <u>風日和</u> を見て口開けする。
	操業時間	8月は午前5時から午前7時30分まで 9月は午前5時30分から午前8時まで 10月は午前5時30分から午前8時まで 11月は午前6時から午前8時まで (操業時間については、変更する場合がある。)
	漁 具	鏡、かま、ねじり棒
	そ の 他	1. 操業開始及び切揚時間は、関係組合の管理委員、漁業監視員の旗揚げ又は、サイレン合図によるものとする。 2. 操業船は必ず所定の標識を明示すること。 3. 関係組合地区の祭典日には口開けしない。 4. 口止めは操業開始時刻1時間前までに行う。 5. 島刈り(そえば刈り)は初回から認める。 6. 連続した口開けも行う。その場合、水揚量を勘案して実態に即した運用をすることとする。 7. 当日、口止めとなった場合その日は、鏡止めとする。
落布上げ	操 業 日	口開け日の翌日落布上げを認める。
	時 間	前日の口開け時間と同じ
	漁 具	針金又は、鉄棒のかぎを竿につけたもの。鏡
寄布拾い	期 間	8月1日から11月30日まで、但し、 <u>陸地</u> からだけとする。
	時 間	1. 8月 午前5時から午後5時まで 2. 9月 <u>午前5時30分</u> から午後4時まで 3. 10月 午前5時30分から午後4時まで 4. 11月 <u>午前6時</u> から午後3時まで
	漁 具	針金又は、鉄棒のかぎを竿につけたもの、但し、竿の長さは3メートル以内とする。
	そ の 他	一切の漁具を積込まない船を使用して <u>陸地</u> から拾い運搬することは認めることとする。